

香取市教育委員会会議録

令和2年8月定例会議

- 1 期 日 令和2年8月24日（月） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分
- 2 場 所 市役所4階 庁議室
- 3 出席委員 教育長 金子 基一
教育委員 平塚 智子
教育委員 熱田 昇
教育委員 芦田 優子
教育委員 伊藤 博和
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席職員 教育部長 増田 正記
教育総務課長 篠塚 和広
学校教育課長 岡野 健一郎
生涯学習課長 高岡 洋一
生涯学習課副参事 椎名 竜也
香取市学校給食センター所長 小倉 律子
教育総務班長 木内 智子
- 6 教育長 開会宣言
- 7 会議録署名人の指名 委員 熱田 昇 委員 伊藤 博和
- 8 前回会議録の承認 令和2年7月定例会議事録を承認

9 教育長報告

コロナウイルス感染症の影響で遅れておりました叙位叙勲の伝達を7月末に行わせていただきました。

7月30日には社会教育委員会議が行われました。

8月5日は教育長と語る会がございまして、こちらは市内の教職員の代表者から色々な要望等をお受けする会でございますけれども、やはりコロナウイルス感染症対策等で今までとは違った形の対応を求められているということで、先生方も非常に悩んだり疲れ気味であったりとかそういった話もお聞きしました。教育委員会としてできる限りのことをしていきますということをお話しさせていただきました。

続いて、主だったところでございますが、8月17日は伊能忠敬記念館の協議会が行われました。

本日の午前中でございますが、JAかとりから昨年もいただきましたが、小学校5年生と教師に対して、農業について子供たちに学んでほしいということで、農業に関する副読本及びDVDをいただいたところがございます。色々な形で活用していただきたいと考えております。

また、定例会終了後に今年度第一回目となります総合教育会議がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

10 議決事項

議案第1号

令和2年度香取市一般会計補正予算(教育費関係予算)の提出の申出について

教育長

議案第1号「令和2年度香取市一般会計補正予算(教育費関係予算)の提出の申出について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

教育総務課長

議案第1号について、主な箇所をご説明させていただきます。債務負担行為補正、山田小学校のスクールバスの運行管理業務委託が今年度末をもちまして2年契約が終了いたします。そこで新たに令和3年度から令和7年度までの5年契約をするための予算措置でございます。5年総額で3億54万円、単年で約6千万円となっております。

次に歳入ですが、文化資源活用事業費補助金が67万7千円で、こちらは伊能忠敬記念館に設置するロッカーの設置工事費に対する国の補助金でございます。

次に歳出で小学校総務管理費755万円は学校施設の工事費でございまして、工事箇所といたしまして、津宮小学校の渡り廊下、東大戸小学校の校庭の舗装、小見川北小学校の職員室の空調機改修でこれら3カ所の工事費でございます。小学校学校運営費の125万4千円及び中学校学校運営費の129万7千円は修学旅行の中止に伴い発生する手数料でございます。以上が主な内容でございます。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号 教育財産の取得について

教育長 議案第3号「教育財産の取得について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

学校教育課長 議案第3号「財産の取得について」、ご説明させていただきます。香取市議会9月定例議会にて上程させていただきます議案第17号「財産の取得について」、香取市立小中学校教育用端末等購入の説明となります。市内小中学校児童生徒1人つき1台の端末を整備するため、不足する3,683台の教育用パーソナルコンピュータのタブレット型端末を購入するものでございます。取得の方法を指名競争入札とし、チバビジネス株式会社北総営業所が2億2,990万円で落札しております。3月25日を納入期限としておりますが、市内全小中学校に整備するため、全国自治体で発注が重なることから、早期に発注したいため、先議をお願いしたいと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

教育長 それでは、議案第3号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑 ディスプレイが10.1型だと小さいように思えるが、これはなにか指定等があることなのですか。

学校教育課長 着脱式になっておりまして、ディスプレイの持ち運びができるように、この大きさになっております。

委員・質疑 これは以前話していた「Office」が入っているというパソコンですか。

学校教育課長 はい、そうです。

教育長 議案第3号「教育財産の取得について」、採決させていただきたいと思えます。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第4号 香取市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

教育長 議案第4号「香取市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課副参事 香取市スポーツ推進審議会委員として次の者を委嘱したいので香取市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により教育委員会議会の同意を求めます。スポーツ推進審議会は教育委員会の諮問に応じスポーツ施設及び設備指導者の養成団体の育成事故の防止に関する事など調査審議し建議するため設置されているものでございます。

審議会の委員数は15名以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員の中から現在10名の方を委嘱しております。任期は2年です。そのうち2名、学識経験者として香取市スポーツ協会の会長、関係行政機関として香取市小中学校体育連盟の会長を委嘱しておりましたが、それぞれ会長の交代に伴いまして後任の香取市スポーツ協会会長・関謙次郎氏、それと香取市小中学校体育連盟会長・松澤博志氏の2名を前任者の残任期間を新たに委嘱するものであります。ご審議のほどお願いいたします。

教育長 それでは、議案第4号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑 ありません。

教育長 全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり可決しました。

報告第1号 令和2年度香取市一般会計補正予算（教育費関係予算）の提出の申出について

教育長 報告第1号「令和2年度香取市一般会計補正予算（教育費関係予算）の提出の申出について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 報告第1号「令和2年度香取市一般会計補正予算（教育費関係予算）の提出の申出について」について、ご説明させていただきます。本件は教育費関係の今年度補正予算でございます。香取市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により教育長において代理いたしましたので教育委員会において報告するものでございます。

内容は夏季休業中及び土曜日に授業を実施する関係上、不足する会計年度任用職員報酬などを計上したものであります。

歳出ですが、語学指導推進事業108万4千円ですが、これは外国語指導講師に対する報酬等でございます。小学校総務管理費853万1千円ですが、これは特別支援教育支援員等会計年度任用職員に対する報酬等でございます。中学校総務管理費74万円ですが、学校保健支援員等の会計年度任用職員に対する報酬等でございます。なおこれらの補正予算はさる8月3日付で市長において専決処分がされているものでございます。

教育長 只今の説明について、質疑等ございませんか。

委員・質疑 ありません。

報告第2号

専決処分の報告について

教育長

報告第2号「専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

報告第2号について、ご説明させていただきます。本案件は香取市議会9月定例議会において専決処分第11号として報告させていただくものでございます。この事故は令和元年12月4日に行われた香取市立佐原小学校の校内マラソン大会での児童に起こった事故でございます。

この事故は競技をスタートし校舎敷地を出てコース上を走っておりまして、その際道路わきにある側溝の蓋の穴に躓き転倒してしまいました。転倒の際、当該児童は手をつかずに顔面から転倒したため歯を一部欠損してしまつたものでございます。この事故の原因について、学校が事前に側溝上を走ることは危険と判断し全児童に説明をしていたものの理解徹底という点で不十分な指導対応であつたとの結論に至りました。

通常、教育活動の事故の補償については独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度からまかさないますけれども当該の事故では、ケガの処置に関する治療については補償されるものの、歯の欠損にともなう再生治療については対象となりません。学校の指導が十分ではなかつたといったことから再生治療に関しまして17万6千円を補償したものでございます。

教育長

只今の説明について、質疑等ございませんか。

委員・質疑

この児童の再生治療は済んでいるのですか。

学校教育課長

再生治療はまだ済んでおりません。歯の定着や成長をみながら再生治療を行います。

委員・質疑

ということはもう少し治療費がかかるのですか。

学校教育課長

この治療で完了ということで協議は終了しております。

報告第3号

債権放棄の報告について

教育長

報告第3号「債権放棄の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

- 給食センター
所長 報告第3号「債権放棄の報告について」、ご説明します。本件は私債権である学校給食費の滞納処分について香取市債権管理条例第7条第1項の規定により放棄しましたので報告するものです。香取市議会では同条第2項の規定により9月定例議会において報告いたします。今回、不納欠損とした債権については、滞納発生後から督促、催告、臨戸訪問等を徹底してまいりましたが、債務者の生活困窮や時効期間の満了等により今後の徴収が見込めないことから香取市債権管理条例第7条第1項の規定により債権放棄し不納欠損としたものです。
- 内訳といたしまして、債権管理条例第7条第1項第1号の時効満了によるものが11人、146万8,702円、同条第2号の所在不明によるものが3人、2,541円、同条第4号の破産法の適用により債務免責によるものが3人、68万8,736円、同条第5号の生活困窮によるものが6人、29万2,790円、合計23人、245万2,769円でございます。
- 教育長 只今の説明について、質疑等ございませんか。
- 委員・質疑 人数と件数の数え方はどのようになっていますか。
- 給食センター
所長 表中の件数は月数となり、人数は保護者の数になります。
- 委員・質疑 時効は何年ですか。
- 給食センター
所長 学校給食費の場合は時効期間は2年でございますけれども、2年が過ぎたからといって債権は自動的に消滅するものではございません。
- 委員・質疑 245万2,769円の滞納ということですが、それはきちんと支払っている児童に影響するのですか。
- 給食センター
所長 香取市の場合は給食関係の予算が一般会計のなかで計上されておりますので、きちんと支払ってくださっているお子様の給食提供に関する食材費が圧迫されることはありません。
- 教育長 給食費の徴収は大きな課題でございますが、香取市は全体としては比較的徴収率が高い方であるかと思えます。今後も努力していかねばならないと思えます。
- 給食センター
所長 一点補足させていただきます。第1号該当の時効満了の方については、単に時効が満了したわけではなく、生活困窮というのが最大の観点となっております。市税の執行停止になっている方でございます。実際に在校生の中で該当している方はいらっしゃいません。
- 教育長 今後も徴収率向上については一丸となって努めていただきたいと思います。

委員・質疑 給食費の納入について学校教員から何か働きかけをしたりするのですか。

給食センター
所長 現在学校給食費の納入に関するご依頼は給食センターの職員と難しい案件については債権管理課の職員とで連携を取りながら進めております。

教育長 以前は学校の先生方が直接徴収していたので、それが非常に負担になっていたかと思えます。現在は振り込みになっていますので、先生方には直接的にはご負担をかけないようにしていると思えます。

教育長 以上をもちまして議事を終了いたします。

1 1 その他

教育長 その他、委員の皆様から何かございますか。

委員・質疑 ありません。

教育長 事務局から何かありますか。

学校教育課長 令和2年度中学生議会の実施について

教育総務課長 総合教育会議の開催について
令和2年度9月学校等訪問・移動教育委員会議について

1 2 閉会 以上をもちまして、香取市教育委員会8月定例会を閉会いたします。